

公立大学法人秋田公立美術大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 役員および理事会

第1節 役員（第8条—第12条）

第2節 理事会（第13条—第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条・第18条）

第2節 教育研究審議会（第19条・第20条）

第4章 業務の範囲およびその執行（第21条・第22条）

第5章 資本金等（第23条・第24条）

第6章 委任（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、秋田市新屋大川町12番3号に秋田公立美術大学を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、秋田市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を秋田市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、秋田市役所、市民サービスセンターおよび連絡所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員および理事会

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内および監事2人を置く。

(職務および権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する理事会の議を経るものとする。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事は、理事長および副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長および副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）および職員に対して事務および事業の報告を求め、又は法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他秋田市の規則で定める書類

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、市長が任命する。

2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうち副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者2人および法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者2人ならびに第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者の中から選出された者2人の委員をもって構成する。

5 現に学長である理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、理事長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長および理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程により定める。

2 副理事長又は理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置および構成)

第13条 法人の重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、副理事長又は理事から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 中期目標について市長に申し述べる意見および中期計画に関する事項
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事および評価に関する事項
- (6) 重要な規程の制定および改廃に関する事項
- (7) 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- (8) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項
- (9) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置および構成等)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する4人以内の者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第14条第1項および第15条第1項から第3項までの規定は、経営審議会について準用する。

(審議事項)

第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に申し述べる意見および中期計画に関する事項のうち経営に係るもの

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの

(3) 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 職員（教員を除く。）の人事および評価に関する事項

(6) 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち経営に係るもの

(7) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項のうち組織および運営の状況に係るもの

(8) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置および構成等)

第19条 法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長および副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学長が指名する 7 人以内の教員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員としての任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第14条第 1 項および第15条第 1 項から第 3 項までの規定は、教育研究審議会について準用する。この場合において、第14条第 1 項および第15条第 1 項中「理事長」とあるのは、「学長」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第20条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に申し述べる意見および中期計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの
- (3) 職員（教員に限る。）の人事および評価に関する事項
- (4) 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
- (5) 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- (6) 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- (9) 学生の円滑な修学、進路選択および心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲およびその執行

(業務の範囲)

第21条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及および活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第22条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第23条 法人の資本金は、秋田市が出資し、当該資本金の額は、別表第1および別表第2に掲げる資産について出資の日における時価を基準として秋田市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第24条 法人は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を秋田市に帰属させる。

第6章 委任

(規程への委任)

第25条 この定款および業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(短期大学の設置等)

- 2 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において秋田公立美術工芸短期大学条例（平成6年秋田市条例第25号）第1条に規定する秋田公立美術工芸短期大学に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができることとするため、秋田市新屋大川町12番3号に秋田公立美術工芸短期大学（以下「短期大学」という。）を設置する。
- 3 短期大学は、前項に規定する者が当該大学に在学しなくなる日に廃止するものとする。

- 4 理事長は、短期大学の学長となるものとする。

(短期大学理事長選考会議および代表者会議)

- 5 第10条第3項に規定するもののほか、法人に短期大学の理事長選考会議（以下「短期大学理事長選考会議」という。）を置く。
- 6 附則第3項の規定により短期大学が廃止されるまでの間（以下「短期大学存続期間」という。）において、理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第3項の規定にかかわらず、理事長選考会議および短期大学理事長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、これらの理事長選考会議の選考の結果が一致しないときは、当該申出は、各理事長選考会議の代表者で構成する会議（以下「代表者会議」という。）の選考に基づき行う。
- 7 代表者会議は、第10条第4項に規定する理事長選考会議を構成する者の中から当該理事長選考会議において選出された者2人および短期大学理事長選考会議を構成する者の中から当該短期大学理事長選考会議において選出された者1人の委員をもって構成する。

(準用規定等)

- 8 第10条第4項から第8項までの規定は、短期大学理事長選考会議について準用する。この場合において、同条第4項中「2人および」とあるのは「1人および」と、「第19条第1項に規定する教育研究審議会」と

あるのは「附則第11項に規定する短期大学教育研究審議会」と、「2人の」とあるのは「1人の」と読み替えるものとする。

9 第10条第5項から第8項までの規定は、代表者会議について準用する。

10 短期大学存続期間において、学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議および短期大学理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。この場合において、これらの理事長選考会議の議の結果が一致しないときは、当該任期は、代表者会議の議を経て、法人の規程で定める。
(短期大学教育研究審議会)

11 第19条第1項に規定するもののほか、短期大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に短期大学教育研究審議会を置く。

12 第19条（第1項を除く。）および第20条の規定は、前項に規定する短期大学教育研究審議会について準用する。この場合において、第19条第2項第3号中「学部長」とあるのは、「学科長」と読み替えるものとする。

(法人設立後最初の理事長の任命等に関する特例)

13 法人設立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

14 前項に規定する理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年とする。

附 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、変更後の第12条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第23条関係）

資産の種別	所在地	地目	面積（㎡）
土地	秋田市新屋大川町51番4	宅地	3,062.00
	秋田市新屋大川町54番2		924.11
	秋田市新屋大川町55番2		376.63
	秋田市新屋大川町84番1		13,369.19
	秋田市新屋大川町84番4		221.48
	秋田市新屋大川町84番5		1,650.06
	秋田市新屋大川町84番6		4,703.30
	秋田市新屋大川町134番5		8,551.50
	秋田市新屋大川町134番6		13,189.33
	秋田市新屋大川町134番8		601.66
	秋田市新屋大川町134番9		409.70

別表第2（第23条関係）

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積（㎡）
-------	----	-----	----	---------

建物	校舎（講義棟、研究棟、管理棟、シンボルタワーおよび附属図書館）	秋田市新屋大川町84番地1、84番地4、134番地5、134番地6	鉄筋コンクリート造5階建	10,089.14
	厚生棟	秋田市新屋大川町84番地1	鉄筋コンクリート造2階建	849.84
	実習棟A	秋田市新屋大川町84番地1	木造2階建	866.61
	実習棟B	秋田市新屋大川町84番地1	木造平屋建	661.15
	実習棟C	秋田市新屋大川町84番地1	木造平屋建	661.15
	ごみ置場	秋田市新屋大川町84番地1	鉄筋コンクリート造平屋建	19.65
	コンプレッサー庫	秋田市新屋大川町84番地1	コンクリートブロック造平屋建	23.70
	プロパン庫	秋田市新屋大川町84番地1	コンクリートブロック造平屋建	23.70
	車庫	秋田市新屋大川町84番地4	鉄筋コンクリート造平屋建	46.60 (平成26年10月に除却)
	校舎（工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟）	秋田市新屋大川町84番地6	木造2階建	2,138.81
	体育館	秋田市新屋大川町134番地5	鉄筋コンクリート造平屋建	1,099.15
	サークル棟	秋田市新屋大川町51番地4	鉄骨造2階建	548.68

彫刻実習棟	秋田市新屋大川 町54番地2、51 番地4	鉄骨造平屋建	190.08
北側コンプレ ッサー庫	秋田市新屋大川 町54番地2	コンクリート造 平屋建	4.80
校舎（研究 棟）	秋田市新屋大川 町134番地6	鉄筋コンクリー ト造3階建	333.81
校舎（創作工 房棟）	秋田市新屋大川 町84番地5	木造2階建	965.68